

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

D-390 PR3-ANCA と ANCA 定性(好酸球性多発血管炎性肉芽腫症)の併算定について

《令和 7 年 5 月 29 日新規》

《令和 8 年 6 月 1 日更新》

○ 取扱い

好酸球性多発血管炎性肉芽腫症（アレルギー性肉芽腫性血管炎・チャージ・スト劳斯症候群）の経過観察時における D014「31」抗好中球細胞質プロテイナーゼ 3 抗体（PR3-ANCA）と「37」抗好中球細胞質抗体（ANCA）定性の併算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

抗好中球細胞質抗体（ANCA）検査には、ANCA を総合的に検出する ANCA 定性と特定の抗原であるミエロペルオキシダーゼに対する抗体（MPO-ANCA）を主に検出する検査並びにプロテイナーゼ 3 抗体（PR3-ANCA）を主に検出する検査がある。

ANCA 関連血管炎の一種である好酸球性多発血管炎性肉芽腫症（アレルギー性肉芽腫性血管炎・チャージ・スト劳斯症候群）では、PR3-ANCA の陽性率は低いとされている。

したがって、当該疾患確定後の経過観察時には、PR3-ANCA を測定する有用性は低く、ANCA 定性とを併せて測定する有用性も低いと考えられる。

以上のことから、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症（アレルギー性肉芽腫性血管炎・チャージ・スト劳斯症候群）の経過観察時における D014「31」抗好中球細胞質プロテイナーゼ 3 抗体（PR3-ANCA）と「37」抗好中球細胞質抗体（ANCA）定性の併算定は、原則として認められないと判断した。